

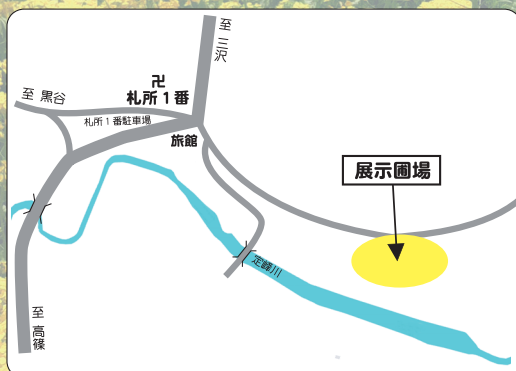
農業委員会農地部会の活動

「実証展示圃」を設置しました



当農業委員会農地部会では10月15日、秩父市栃谷地区約14アールに、レンゲと菜の花の種まきを行いました。この活動は遊休農地対策のPR活動を目的に実施しており、レンゲや菜の花での土壌改善効果のほか、荒れていた遊休農地を新たな耕作希望者へつなげることも、また景観対策としても期待されます。

菜の花、レンゲは春頃に開花を迎える予定で、一般の方も見学することができます。



農地利用意向調査にご協力ください！

令和6年度農地利用状況調査の結果を踏まえ、遊休農地と判断された土地の所有者の方に対して、郵送で農地利用意向調査を実施します。

通知の届いた方につきましては、「自ら耕作している」、「貸したい意向がある」等の選択肢の中から、現時点での農地の利用意向について最も近いものをご回答いただき、同封の返信用封筒にてご返送ください。

この調査は農地法で毎年行うことになっておりますので、去年回答いただいても、農地利用状況に変化がなければ、同じ通知が届きますので、ご了承ください。

なお、本調査は貸付け希望の農地の把握や非農地判断の参考等、農地の利用の最適化の推進を目的に農業委員会が実施するものであり、課税調査等とは関係がありませんので、あらかじめご承知おきください。



ストップ！

農地の違反転用

★農地転用とは農地を住宅、工場用地、駐車場等の用途に変更することです。農地転用するには、事前に許可申請の上、許可を受ける必要があります。なお、この許可には、農地法上厳格な基準があります。

※農地を耕作しやすい状態にする農地改良にも一時転用の手続きが必要です。

★手続きをせずに無断で農地を転用すると農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。また、農地に復元するには相当の費用と時間がかかります。無断で転用すると、3年以下の懲役または30万円以下の罰金の適用を受ける場合があります。

問い合わせ

農業委員会事務局

☎ (25) 5231

吉田総合支所地域振興課

☎ (72) 6083

大滝総合支所地域振興課

☎ (55) 0862

荒川総合支所地域振興課

☎ (54) 2114